

答 申 書
(答申第13号)
平成16年1月15日

1 審査会の結論

〇〇保健所の医療業務関係相談等受理簿のうち、平成14年1月11日受理分番号1及び平成14年1月23日受理分番号2に係る部分の医療機関の職員の氏名を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求の内容は、平成14年1月11日及び平成14年1月23日に異議申立人が相談した件というものであり、これに対し、北海道知事（以下「実施機関」という。）は、〇〇保健所の医療業務関係相談等受理簿のうち、平成14年1月11日受理分番号1及び平成14年1月23日受理分番号2に係る部分（以下「本件受理簿」という。）を対象個人情報と特定した。

医療業務関係相談受理簿とは、〇〇保健所企画総務課医療業務係の担当業務に関わることについて、住民等から相談や苦情があった際に、その相談者、内容の概要及び対応等を記入する記録簿として〇〇保健所が独自に作成した帳簿であり、相談や苦情の対応について保健所内で上司に報告すること及び関連する相談があった際に担当者が参考とするために記録しているものである。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件受理簿に記録されている医療機関の職員の氏名が北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第18条第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第18条第1号は、実施機関は、開示請求に係る個人情報が、開示請求者以外の個人に関する個人情報を含む場合であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるときは、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる旨定めている。

イ 実施機関は、本件処分の妥当性について次のように主張する。

「医療機関の職員の氏名」は開示請求者以外の個人に関する個人情報であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものである。

一般的に、病院長が病院の業務に関してその一部権限を特定の職員に委任してい

る場合は、対外的にその職員が委任を受けた範囲でその権限と責任を負うと解するが、そのような委任がない場合は、原則として、院長が対外的な全権限と全責任を負うものと解する。

本件についてみると、氏名を非開示とした職員2名が、上述の委任を受けていたかどうか不明である。

したがって、対外的な権限と責任を負う立場でない可能性のある職員の氏名を開示することは、「当該個人の正当な利益を侵すおそれ」があるものと判断した。

具体的には、訴訟等病院に対する責任追及行為に巻き込まれる可能性などが考えられる。

ウ 本件処分の妥当性について判断する。

条例に基づく個人情報の開示請求に対しては、当該請求者の個人情報に関しては、できるだけ開示することが条例の趣旨にかなうものと考えられるが、当該請求者以外の個人情報に関しては、当該個人の権利利益を保護すべき必要性があり、できるだけ開示すべきものとはいえないものと考えられる。

1号情報の「当該個人の正当な利益を侵すおそれ」を判断するに当たっては、法令又は社会通念に照らし当該個人が有すると考えられる利益が侵されるおそれがあるかどうかを検討すべきであるが、この正当な利益には個人の勤務先や住所など通常他人に知られたくないと認められる、いわゆるプライバシーに属する事項をみだりに公にされないという利益も含まれるものと考えられる。

これを本件について考えると、非開示とした個人情報は、本件受理簿に記載されていた医療機関の職員の氏名であり、これが開示された場合には、これらの者が開示請求者が苦情を申し立てた先の医療機関の職員であることが明らかとなり、通常他人に知られたくない事項が公にされ、当該個人の正当な利益が侵されるおそれがあると認められる。

なお、実施機関が主張するようにこれらの情報が公にされた場合、異議申立人との関係をいわずらに悪化させる場合があることが想定されるほか、訴訟等医療機関に対する責任追及行為に巻き込まれる可能性や、当該個人に対する責任追及行為が行われることなどが考えられ、この点からも当該個人の正当な利益を侵すおそれがあるが、それは必ずしも対外的な権限の有無には左右されないものとする。

エ 異議申立人は、国際赤十字条約等を援用して本件処分の違法性を主張するが、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成15年 9 月 25 日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象個人情報の写し）の提出
平成15年11月 6 日 （第24回審査会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成15年11月20日 （第25回審査会）	○ 審議
平成15年12月 2 日 （第26回審査会）	○ 審議
平成15年12月26日 （第27回審査会）	○ 審議
平成16年 1 月 9 日 （第28回審査会）	○ 審議
平成16年 1 月15日	○ 答申